

御坊市高齢者安心サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の見守りに資する機器又はサービス等（以下「機器等」という。）を利用するに当たり、機器等の購入等に要した経費の一部について御坊市高齢者安心サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 御坊市高齢者安心サポート事業要綱（平成22年4月1日施行）により市に登録している本人（以下「本人」という。）又は市長が別に定める親族等
- (2) 本人自身が機器等の操作及び日常的な管理を行うことができる者又は機器等の操作及び日常的な管理を行うことができる親族等補助者がいる者

(補助対象経費)

第3条 補助金交付対象となる経費は、機器等の導入初期における機器等購入金額及び導入に要する経費とし、機器等の導入後に発生する費用は対象外とする。

(補助金の交付額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に相当する額とし、10,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、本人に対して1回に限る。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御坊市高齢者安心サポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に機器等の概要及び経費が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、御坊市高齢者安心サポート事業補助金交付指令書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の内容の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、御坊市高齢者安心サポート事業補助金(変更、中止、廃止)認定申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、機器等の設置等が完了したとき、又は前条の廃止の承認を受けたときは、速やかにその結果についての状況を示す御坊市高齢者安心サポート事業補助金実績報告書(様式第4号)に機器等の購入を証明する書類として領収書、レシート等を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する実績報告書を提出した者は、御坊市高齢者安心サポート事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出することにより補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号の1に該当する場合においては、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を機器等の購入等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条に規定する廃止の承認を受けたとき。
- (4) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。